様式第２号（第５条関係）

|  |
| --- |
| 　 |
| 　 | 計画変更適合性判定 | 　 |
| 事務手数料額計算書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第２項又は第13条第３項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定） |
| １　計画の種別　（該当する□にレを記入） | □　新築　（用途　　□　工場等の場合　　□工場等以外の場合）□　増築又は改築　（用途　　□　工場等の場合　　□工場等以外の場合）□　他の建築物　（用途　　□　工場等の場合　　□工場等以外の場合） |
| ２　計画の評価方法　（該当する□にレを記入） | □　標準入力法等　　　□　その他評価方法（　　　） |
| ３　事務手数料額 |
| 　 | 計画の種類（該当する□にレを記入） | 非住宅部分の用途 | 　 |
| 工場等の場合 | 工場等以外の場合 |
| □新築の　場　合 | 対象床面積 | ㎡ | 別表第2の93の項(1)円 | 別表第2の93の項(2)円 |
| □増築・　改築の　場　合 | 対象床面積 | ㎡ | 別表第2の93の項(1)円 | 別表第2の93の項(2)円 |
| □他の建　築物の　場　合 | 対象床面積 | ㎡ | 別表第2の93の項(1)円 | 別表第2の93の項(2)円 |
| 事務手数料額　　　　　　　　　　　　　　　　円（注意）　１　「別表第２」とは，国分寺市事務手数料条例別表第２をいう。　２　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の事務手数料について，計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の事務手数料の額は，工場等のみの場合と同額とする。　３　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価を行う場合の事務手数料の額は，標準入力法等による場合により算出した額とする。 |